

令和4年度 第9回庁議要旨

日時：令和4年8月2日（火）

午前9時～午前9時20分

会場：庁議室

[審議事項]

1 石巻圏域定住自立圏共生ビジョンの策定について（復興企画部）

定住自立圏構想の形成に向け、震災後のまちづくりや社会情勢の変化等に鑑み、「石巻圏域定住自立圏構想中心市宣言」の変更、東松島市、女川町と「定住自立圏の形成に関する協定」の一部を変更する協定を締結した。

変更後の協定に基づき、「定住自立圏共生ビジョン」を策定するもの。

(1) 主な内容

① 圏域の概要

ア 圏域の位置・地勢

イ 圏域市町の概況 等

② 定住自立圏の将来像

ア 圏域づくりの基本的方向性

イ 将来像

石巻市、東松島市、女川町の2市1町が相互に連携し、地域資源を活かした産業の振興、生活機能の確保、移住定住の促進などに取り組み、社会の変化にも柔軟に対応することによって、「住民が住むことに誇りを持ち、持続・発展する石巻圏域定住自立圏の形成」を目指す。

③ 定住自立圏形成に向けた具体的な取組

I 生活機能の強化に係る政策分野

医療福祉、教育、産業振興、環境、防災として21事業の連携。

II 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

地域公共交通、デジタル・トランスフォーメーション、道路等の交通インフラ整備、移住定住、震災伝承として7事業の連携。

III 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

人材育成及び職員交流、外部人材の確保、政策調整、SDGsとして4事業の連携。

(2) 今後の予定

令和4年 8月 石巻圏域定住自立圏形成推進会議及び同調整部会開催

9月 定住自立圏共生ビジョン案パブリックコメントの実施

10月 定住自立圏共生ビジョンの策定

定住自立圏共生ビジョンの公表

2 令和4年3月16日に発生した福島県沖を震源とする地震に伴う被災家屋等の公費解体事業等について（市民生活部）

令和4年3月16日に発生した福島県沖を震源とする地震により損壊した被災家屋等について、生活環境保全上の支障が生じている。

令和4年4月8日付事務連絡「令和4年福島県沖を震源とする地震に係る災害廃棄物処理事業の補助対象拡充について」（環境省廃棄物適正処理推進課周知）において、現行の補助制度では、いわゆる全壊家屋を除く被災家屋等の解体費用については補助対象としていないところ、標記災害に係る解体費用については、全壊家屋の解体に加え、特例的に半壊家屋の解体についても補助対象とすることとなった。

被災した個人および中小企業者が所有する家屋等について、市が解体撤去（既に解体撤去済の場合は費用償還）を行うことにより、生活環境の保全および二次災害の防止を図るもの。

(1) 主な内容

【公費解体】

被災家屋等所有者等からの申請に基づき、解体の必要があると判断した被災家屋等を解体撤去するもの。

【費用償還】

公費解体の受付開始までの間に、既に被災家屋等所有者等が、自らの費用をもって、その被災家屋等を解体撤去した場合は、自費解体に要した費用を、市が申請者に償還する。ただし、市が申請者に償還する金額は、市で定めた基準額を基礎として積算した額と、自費解体に要した費用とを比較して、少ない方の額を費用償還の上限額とする。

【対象建物】

被害を受けた建物のうち、り災（被災）証明により「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」の被害認定を受けた個人住宅、事業所等を対象とする。事業所等については、中小企業者（中小企業基本法第2条に規定する中小企業者）が所有するものに限る。

※被災家屋等の全体を解体撤去する場合に限る。

※地上部分及びそれに相当する部分の解体（地上部分と一体的に工事が行われるもの）を対象とする。

【対象外建物】

- ・ 一部解体、リフォームにより発生した廃棄物の撤去は対象としない。
- ・ ブロック塀のみの解体撤去は対象としない。
- ・ 公費解体（費用償還含む）制度は、空き家は対象としない。
- ・ 「被災住宅応急修理制度」との併用はできない。

【り災（被災）証明半壊以上発行状況（令和4年6月30日現在）】

区 分	件 数		備 考
	り災	被災	
全壊	0	9	調査継続中
大規模半壊	1	0	
中規模半壊	0	0	
半壊	25	9	
合計	26	18	

※り災証明半壊以上 26 件のうち 11 件（12 棟）が公費解体、2 件（2 棟）が撤去費償還予定

※被災証明半壊以上 18 件のうち 9 件（9 棟）が解体予定

(2) 今後の予定

令和4年 9月 市議会第3回定例会に補正予算案を提案

令和4年3月16日に発生した福島県沖を震源とする地震に伴う被災家屋の公費による解体撤去等に関する要綱制定予定

令和4年3月16日に発生した福島県沖を震源とする地震に伴う被災家屋の解体撤去等を自ら実施した者に対する助成金の交付に関する要綱制定予定
被災家屋等解体事業対象者への周知開始（個別周知）

10月 申請受付開始
申請受付締切り

11月 解体撤去開始

令和5年 1月 解体撤去業務終了

3 石巻市子育て短期支援事業（ショートステイ事業等）の実施について（保健福祉部）

保護者の疾病その他の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童を児童養護施設等で適切に保護する子育て短期支援事業(ショートステイ事業等)について、令和3年度の児童福祉法の改正により、市町村が児童養護施設等を介さずに直接里親等に委託することが可能となった。

ショートステイ事業等を実施することにより、子育て家庭を支援するとともに子育てしやすいまちづくりの推進、児童福祉の向上を図るもの。

(1) 主な内容

里親によるショートステイ事業及びトワイライトステイ事業を実施する。

※石巻市内の登録里親26世帯のうち、子育て短期支援事業の受入れ可能登録里親は3世帯及び涌谷町に1世帯

① 対 象

市内に住所を有する生後6か月以上から18歳未満の児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)

② 事 由

対象となる児童を養育する保護者等が次の事由に該当するとき

ア ショートステイ事業

- ・児童の保護者の疾病、ケガ、入院等
- ・育児疲れ、育児不安など身体上又は精神上的の事由
- ・出産、看護、事故、災害、失踪など家庭養育上の事由
- ・冠婚葬祭、転勤、出張や学校等の公的行事への参加など社会的な事由

イ トワイライトステイ事業

- ・通常業務が夜間におよぶとき
- ・恒常的に夜間に残業があるとき
- ・その他市長が特に必要があると認めたとき

③ 利用期間

ア ショートステイ事業：1回につき原則7日以内。特に認めた場合、必要最小限の延長可能。※ただし、同一月内においては10日間限度

イトワイライトステイ事業：平日、午後5時から午後10時まで

④ 事業費、利用者負担等

- ・利用者負担金は、児童を里親に送り届けたときに支払う。利用者負担金を差し引いた委託料を市から里親に支払う。
- ・追加費用がある場合は、児童引き取りの時に里親に支払う。
※追加費用例・・保護者が持参しなかったためやむを得ず里親が購入した着替え、オムツ、日用品などの費用、医療機関に受診した場合の費用（医療費、薬代、交通費等）

⑤ 利用申込み

- ・利用日の2か月前から7日前までの間に申し込む。（緊急時は除く。）
- ・申し込み先・・保健福祉部総合相談センター

⑥ 里親とのマッチング

- ・市からみやぎ里親支援センターけやきに連絡し、同センターが受け入れ里親の調整を行う。けやきからの調整結果を受けて市から利用者に決定通知をする。

⑦ その他

- ・里親への児童の送迎は保護者が行う。
- ・里親が預かった児童を保育所、小学校、児童クラブ等に送迎することは可能（要相談）

(2) 今後の予定

令和4年 9月 市議会第3回定例会に関係補正予算について提案
実施要綱制定(施行予定年月日：令和4年10月1日)
関係機関・関係各所へチラシ等配布、市報、ホームページにてPR
10月 事業開始

4 (仮称)稲井こども園設置・運営事業者決定に係る市有地の無償貸付について

(保健福祉部・教育委員会)

(仮称)稲井こども園は、石巻市公立幼稚園・保育所・こども園再編計画に基づき、土地の無償貸与を条件に民間事業者を公募し、(仮称)稲井こども園設置・運営事業者選定委員会により選定を行い、社会福祉法人夢みの里が設置・運営事業者に決定した。

(仮称)稲井こども園の設置・運営事業者が決定したことから、建設予定地である石巻トゥモロービジネスタウン内の市有地を無償で貸付けするもの。

(1) 主な内容

【契約内容】

- ① 貸付物件 土地（雑種地）
- ② 場 所 石巻市開成1番47（石巻トゥモロービジネスタウン内No.19）※別紙参照
- ③ 貸付面積 4,064.51㎡
- ④ 貸付目的 幼保連携型認定こども園設置のため
- ⑤ 貸付期間 令和6年4月1日から令和16年3月31日まで（10年間）
- ⑥ 貸付相手 社会福祉法人夢みの里 理事長 菅原桂子
- ⑦ 契約金額 無償（期間終了後の貸付方法は別途協議）

(2) 今後の予定

令和4年	7月～12月	建設費補助金事前協議（県・市・設置運営事業者）
令和5年	2月	建設費補助金協議（県）
		令和5年第1回定例会 令和5年度当初予算案上程
	4月	建設補助金交付決定
	4月～6月	実施設計
	7月	（仮称）稲井こども園建設工事着工
	10月	入園募集、新設こども園への移行準備
令和6年	4月	開園

5 石巻市長期優良住宅認定申請手数料の見直しについて（建設部）

長期優良住宅の普及の促進に関する法律では、従来、一定の性能を有する住宅であっても既存住宅では長期優良住宅の設定を取得することができなかったが、住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）が公布、長期優良住宅の普及の促進に関する法律が改正されることに伴い、既存住宅流通市場を活性化させるため、既存住宅でも事後的に認定が受けられる仕組みが創設されることとなったほか、マンション等の認定手続きが簡素化された。

改正法等に基づき、石巻市手数料条例に定める長期優良住宅認定申請に関する手数料の見直しを行い、適切な手数料の徴収を行うもの。

(1) 主な内容

現行の認定制度は建築行為を前提としていたが、優良な既存住宅について、増改築行為がなくとも事後的に認定を受ける仕組みが創設されたことにより、石巻市手数料条例の長期優良住宅認定申請手数料一覧表の「増改築住宅の場合」と同等の金額を徴収するもの。

また、マンション等について区分所有者がそれぞれ認定を受ける仕組みから管理組合が一括して認定を受ける仕組みに変更されたことにより、石巻市手数料条例の長期優良住宅認定申請手数料一覧表の「譲受人の決定」と同等の金額を徴収するもの。

(2) 今後の予定

令和4年 9月 市議会第3回定例会に石巻市手数料条例の一部改正について提案
（施行予定年月日：令和4年10月1日）

6 石巻市病院事業会計資本金の額の減少について（病院局）

石巻市病院事業会計においては、財務諸表上、旧石巻市立病院に係る多額の未処理欠損金が生じている。

平成28年9月に新石巻市立病院を開院した後も、旧石巻市立病院から引き継いだ未処理欠損金が財務諸表（貸借対照表）に計上されている。

病院事業会計における資本金を未処理欠損金に振り替えることにより、未処理欠損金の縮減を図るもの。

(1) 主な内容

令和3年度末における資本金中、旧市立病院に係る未処理欠損金と同額の資本金を減じ、未処理欠損金へ振り替える。

令和3年度末資本金額	①	4,762,837,122円
未処理欠損金へ振り替える資本金額	②	3,292,001,755円
処理後資本金額 (①-②)		1,470,835,367円

①：令和3年度末における病院事業会計全体の資本金額。

②：令和3年度末における旧市立病院に係る未処理欠損金と同額の資本金額。

(2) 今後の予定

令和4年 9月 市議会第3回定例会に令和3年度石巻市病院事業会計資本金の額の減少について提案

[報告事項]

1 職員の妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のための育児休業の取得回数制限の緩和等について
(総務部)

少子高齢化の進展や生産年齢人口の減少が進む中、育児の事情を有する者も含め、誰もが性別にかかわらず個性や能力を十分に発揮できる社会を実現することは一層重要な課題となっている。

このような状況から、人事院は、男性職員による育児の促進や女性職員の活躍促進を更に進めるため、昨年8月10日、内閣及び国会に対して、「国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出」を行ったほか、人事院規則の改正等による休暇・休業等に関する措置を一体的に講じることとし、令和4年1月1日、同年4月1日及び同年10月（民間育児・介護休業法の改正事項のうち育児休業の分割取得等に係る施行日）の3回に分けて、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援を行うこととしている。

本市においても、令和4年10月1日施行の「地方公務員の育児休業等に関する法律」の一部改正に基づく育児休業の取得回数制限の緩和に加え、国家公務員の勤務条件との均衡の原則に基づき、育児参加のための休暇の対象期間の拡大等を行うことにより、市職員の妊娠・出産・育児等と仕事の両立を支援するもの。

(1) 主な内容

① 育児休業の取得回数制限の緩和等

【対象：(1)～(3) 一般職員等、(1)～(5) 会計年度任用職員】

ア 育児休業の取得回数の拡大

現 行	原則 1回 まで (別途、子の誕生日から57日以内において 1回 まで)
改正後	原則 2回 まで (別途、子の誕生日から57日以内において 2回 まで)

イ 子の誕生日から57日以内の育児休業の請求期限の短縮

現 行	育児休業を始めようとする日の <u>1か月前</u> までに請求
改正後	育児休業を始めようとする日の <u>2週間前</u> までに請求

ウ 育児休業等計画書の廃止

現 行	あらかじめ育児休業等計画書を <u>提出することにより</u> 、育児休業終了から3か月以上経過後に、再度の育児休業が取得可能
改正後	育児休業等計画書の <u>提出によらずに</u> 、再度の育児休業が取得可能

エ 非常勤職員の子の誕生日から57日以内の育児休業の取得要件の緩和

現 行	育児休業の承認請求時点において、 <u>子が1歳6か月に達する日</u> まで雇用関係が終了することが明らかでない*ことが必要
改正後	育児休業の承認請求時において、 <u>子の誕生日後57日目から6か月を経過する日</u> まで雇用関係が終了することが明らかでない*ことが必要

※ 業務の廃止等により任期を更新しないことが明示されていない場合等

オ 非常勤職員の子の1歳以降の育児休業の取得の柔軟化

現 行	育児休業の開始日は、 <u>1歳又は1歳6か月到達日の翌日に限定</u> されており、 <u>当該日でのみ</u> 夫婦交代できる。また、 <u>1歳以降の育児休業の再取得はできない</u> 。
改正後	育児休業の開始日は、 <u>本人と配偶者の育児休業に切れ目がなければ、1歳又は1歳6か月に限らず</u> 夫婦交代できる。 また、他の子に係る産前・産後休業等の開始により育児休業が終了した場合、 <u>特別の事情（産休対象の子が死亡したとき等）がある場合には再取得できる</u> 。

② 期末・勤勉手当における育児休業期間の除算の見直し

【対象：一般職員等、会計年度任用職員（一部）】

現 行	育児休業期間（当該期間が1か月以下の場合を除く。）については、在職期間の2分の1の期間（勤勉手当は全ての期間）を除算する。
改正後	育児休業期間（当該期間が1か月以下の場合を除く <u>（ただし、子の誕生日から57日以内における育児休業期間と、それ以外の育児休業期間は合算しない。）</u> 。）については、在職期間の2分の1の期間（勤勉手当は全ての期間）を除算する。

③ 育児参加のための休暇の対象期間の拡大【対象：一般職員等、会計年度任用職員】

現 行	出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後 <u>8週間</u> を経過するまでの期間にある場合
改正後	出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日以後 <u>1年</u> を経過する日までの期間にある場合

④ 改正が必要となる例規

- ア 石巻市職員の育児休業等に関する条例
- イ 石巻市職員の育児休業等に関する規則
- ウ 石巻市職員に対する期末手当の支給に関する規則
- エ 石巻市職員に対する勤勉手当の支給に関する規則
- オ 石巻市職員の勤務時間、休暇等に関する規則
- カ 石巻市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則

(2) 今後の予定

令和4年 9月 市議会第3回定例会に石巻市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について提案（施行予定年月日：令和4年10月1日）
石巻市職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部改正（施行予定年月日：令和4年10月1日）

2 「(仮称) いしのまき^{おうえん}応援サポーター」の結成について（復興企画部・総務部）

平成23年3月11日の東日本大震災以降、本市の復旧・復興のために全国の自治体から応援いただき、約1,000名の自治体派遣職員等に復旧・復興事業に携わっていただいた。

本市の復旧・復興事業に携わっていただいた多くの自治体派遣職員等と、引き続き本市との関わりを持っていただくことで、交流・関係人口拡大の一助を担っていただくもの。

(1) 主な内容

本市の復旧・復興事業に携わっていただいた自治体派遣職員等に「いしのまき応援サポーター」として登録いただき、以下の活動を行っていただくもの。

- ① 本市のPR
- ② 本市のイベント等への参加

(2) 今後の予定

令和4年 8月 派遣元団体に応援サポーター登録について依頼
川開き祭りで「いしのまき応援サポーター登録証交付式」を開催（現在派遣されている職員を対象に実施）
随時 観光パンフレット、イベント案内等を送付

3 建築基準法の改正に伴う関係条例の整理について（建設部）

建築基準法の改正を含む「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（以下「第12次地方分権一括法」という。）が成立・公布され、応急仮設建築物等の存続期間等の延長に係る建築基準法の改正について、令和4年5月31日に施行された。

建築基準法の改正に伴い、石巻市建築基準等に関する条例の一部について整理を行うもの。

(1) 主な内容

建築基準法第85条及び第87条の3において項ずれが生じたため、石巻市建築基準等に関する条例中、第6条「建築許可等の手数料」の記載について、以下のとおり整理するもの。

【改正前】

(建築許可等の手数料)

第6条 法の規定による許可等の申請をしようとする者から徴収する手数料の金額は、次のとおりとする。

法第85条第5項の規定による仮設興行場等の建築の許可の申請	延べ面積100㎡以下40,000円、100㎡を超え500㎡以下80,000円、500㎡を超えるもの120,000円
法第85条第6項の規定による仮設興行場等の建築の許可の申請	延べ面積100㎡以下80,000円、100㎡を超え500㎡以下120,000円、500㎡を超えるもの160,000円

法第87条の3第5項の規定による仮設興行場等の建築の許可の申請	延べ面積100㎡以下40,000円、100㎡を超え500㎡以下80,000円、500㎡を超えるもの120,000円
法第87条の3第6項の規定による仮設興行場等の建築の許可の申請	延べ面積100㎡以下80,000円、100㎡を超え500㎡以下120,000円、500㎡を超えるもの160,000円

【改正後】

法第85条第6項の規定による仮設興行場等の建築の許可の申請	延べ面積100㎡以下40,000円、100㎡を超え500㎡以下80,000円、500㎡を超えるもの120,000円
法第85条第7項の規定による仮設興行場等の建築の許可の申請	延べ面積100㎡以下80,000円、100㎡を超え500㎡以下120,000円、500㎡を超えるもの160,000円

法第87条の3第6項の規定による仮設興行場等の建築の許可の申請	延べ面積100㎡以下40,000円、100㎡を超え500㎡以下80,000円、500㎡を超えるもの120,000円
法第87条の3第7項の規定による仮設興行場等の建築の許可の申請	延べ面積100㎡以下80,000円、100㎡を超え500㎡以下120,000円、500㎡を超えるもの160,000円

(2) 今後の予定

令和4年 9月 市議会第3回定例会に石巻市建築基準等に関する条例の一部改正について
提案（公布の日から施行）

4 令和5年石巻市成人式について（教育委員会）

成人になったことを自覚し、自ら生き抜こうとする青年を祝い励ますことを目的に成人式を行う。

(1) 主な内容

① 開催内容

ア 対象者について

平成14年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者で、石巻市に住所を有する者（外国人も含む）。又は、就職、進学等で石巻市以外に住所を有しているが、帰省して参加を希望する者

イ 内容について

式典、実行委員会によるアトラクションを行う。

ウ 石巻地区について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、2回に分けて開催する。

(中学校ごとに指定する予定)

② 日程及び会場

令和4年6月30日現在(人)

日 時	地 区	会 場	対象者数
令和5年1月5日(木)午後2時	桃 生	桃生公民館文化ホール	56
令和5年1月8日(日)午前11時	河 南	遊楽館かなんホール	150
令和5年1月8日(日)午前11時	北 上	北上小学校体育館	17
令和5年1月8日(日) ① 午後1時 ② 午後3時	石 巻	マルホンまきあーとテラス大ホール	933
令和5年1月8日(日)午後2時	河 北	河北総合センター文化交流ホール	73
令和5年1月8日(日)午後2時	雄 勝	雄勝公民館大ホール	3
令和5年1月8日(日)午後2時	牡 鹿	牡鹿保健福祉センター多目的ホール	12
2日程	7会場		1,244

※令和4年1月開催の対象者数と出席状況

対象者 1,284人(男 624人・女 660人)

出席者 1,070人(市内 896人(男 447人・女 449人)・市外 174人)

出席率 83.3%

(2) 今後の予定

令和4年 9月 市報いしのまき9月1日号へ掲載予定

10月～ 実行委員会開催

12月 案内通知(はがき)発送予定

・石巻地区分 12月5日頃発送予定

・他6地区分 12月5日頃6公民館に引き渡し予定

【その他】

・戦没者への慰霊及び平和祈念の黙とうについて(保健福祉部)

・Reborn-Art Festival 2021-22[後期]について(産業部)

以上